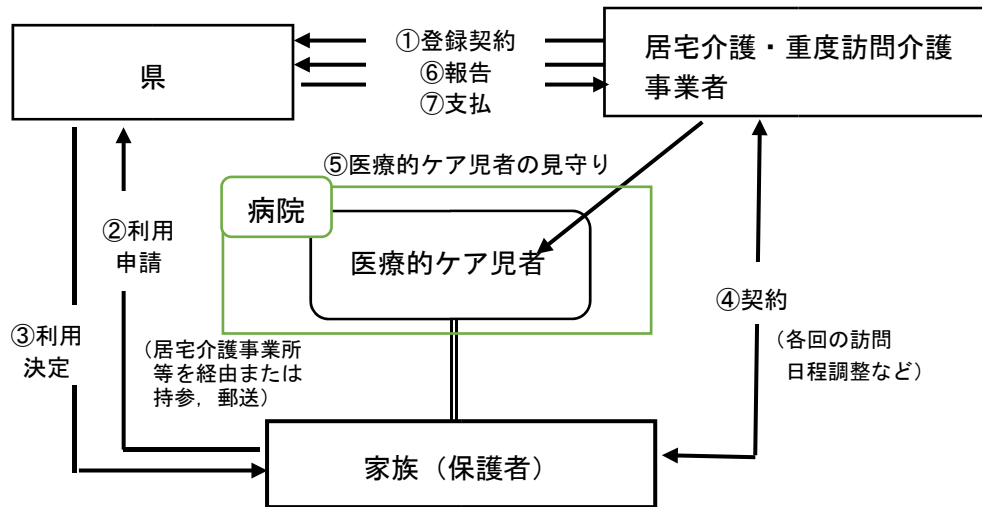


富士・東部圏域医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業（事務処理の流れ）

・ 事業スキーム図



- ① 県は居宅介護事業者等と本事業の委託契約を締結します。
（「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業委託契約書」にて契約を締結します。）
- ② 家族は本事業の利用を申請します。（原則として利用を開始する前月の10日までに、医療的ケア児者に居宅介護・重度訪問介護を提供している居宅介護事業者等を経由または持参、郵送してください。）
⇒ 「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業利用登録（変更）申請書（様式第1号）」をご提出ください。
- ③ 県は、申請書を受領した日から2週間以内に、家族に本事業の利用の決定の通知をします。
- ④ 家族と居宅介護事業者等は、本事業の利用契約を締結します。
（サービス提供日の調整は、家族と医療型短期入所を行う医療機関、居宅介護事業者等の間で行います。）
- ⑤ 居宅介護事業者等が、医療的ケアを必要とする障害児者の見守り等を提供します。
- ⑥ 居宅介護事業者等は毎月、本事業の実施状況を県に報告します。
⇒ 次の書類を実施月の翌月15日までにご提出ください。
 - ・ 「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業サービス提供記録票（様式第7号）」
 - ・ 「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業実績報告書（様式第8号）」
 - ・ 「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業委託料請求書（様式第9号）」
- ⑦ 県は提出された書類を確認後、居宅介護事業者等に委託料を支払います。